

議案第 2 4 号	三田市職員の退職管理に関する条例の制定について
人 事 課	地方公務員法の一部改正に伴い、同法第 3 8 条の 2 第 8 項及び第 3 8 条の 6 第 2 項の規定に基づき、職員の退職管理について必要な事項を定めるに当たり、当該条例を制定しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 地方公務員法第 38 条の 2 第 6 項、第 38 条の 6 第 2 項</p> <p>(再就職者による依頼等の規制)</p> <p>第 3 8 条の 2</p> <p>8 地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。</p> <p>(地方公共団体の講ずる措置)</p> <p>第 3 8 条の 6</p> <p>2 地方公共団体は、第 38 条の 2 の規定の円滑な実施を図り、又は前項の規定による措置を講ずるため必要と認めるときは、条例で定めるところにより、職員であつた者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができる。</p> <p>【制定趣旨】 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年 5 月 14 日法律第 34 号）により地方公務員法が改正されたことに伴い、退職管理の適正を確保するために必要な事項を条例で規定するもの</p> <p>【制定内容】 改正地方公務員法の退職管理に関する規定に基づき、営利企業等に再就職した元職員に対して、現職員への働きかけを規制することにより、職員の退職管理の適正を図り、勤務の適正な執行及び住民の信頼確保に資するもの。</p> <p>(1) 再就職者による依頼等の規制（第 2 条） 地方公務員法の規定のほか、部長又は課長に相当する職に離職する 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていたときの職務に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼することを禁止する。</p> <p>(2) 任命権者への届出（第 3 条） 管理職であつた者の離職後 2 年間、営利企業又は営利企業以外の法人その他団体の地位に就いた場合は、離職した職の任命権者に下記の事項を届け出なければならない。 ①氏名、②生年月日、③離職時の職、④離職日、⑤再就職日、⑥再就職先の名称、⑦再就職先の業務内容、⑧再就職先における地位</p> <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日</p>